

# 平成21年度「わがまち魅力アップ応援事業」募集のお知らせ

## 魅力あふれる地域づくりを応援します！

上田市では、自治会や市民活動団体の皆さんが、地域の課題の解決や活性化のために、自主的・主体的に取り組む地域づくり活動を補助金により応援します。

この制度は、平成19年度まで各地域で行っていた制度（上田・武石地域「元気な地域づくり事業補助金」、丸子地域「住民提案型事業補助金」、真田地域「地域づくり活動事業補助金」）の統合・リニューアルによって平成20年度からスタートとなりました。

平成20年度は、市内全地域から70件の応募があり、各地域の地域協議会で審査がなされ、63件の魅力アップ事業が採択となりました。

平成21年度は4月から事業を開始できるよう、平成21年1月から募集を開始します。「新生上田市をもっと魅力あふれる元気なまちにしたい」という熱い思いを持つ皆さんからのご応募をお待ちしています。

なお、この事業は平成21年度予算審議の後、認められた予算額の範囲内で実施することになります。

平成20年度の募集から変更になった部分は下線を引いてあります。

### 制度の概要

#### 1 個性あるふるさとづくり応援事業（自治会対象）

対象者	自治会・地区自治会連合会
対象となる事業	自治会の皆さんが、地域の自然環境・景観・歴史・文化・民俗芸能などの資源を掘り起こし、地域の価値を高め、創出することにより、ふるさとに誇りや夢を持ち、コミュニティの活性化と地域の一体感の醸成に寄与する継続性のある事業
地域資源	有形無形を問わず1地域1テーマの登録制
対象経費	裏面参照
補助限度額	150万円 <u>平成20年度に実績のある事業については150万円から20年度補助額（確定額）を差し引いた額が限度額となります。20年度事業費が未確定の事業については、補助申請額を確定額として申請してください。</u>
補助率	補助対象経費の100%助成
補助期間	5年以内（補助総額150万円以内）
事業例	<ul style="list-style-type: none"><li>・「蛸飛び交う環境にやさしいまち 自治会」 用水路の環境整備等を自治会で協力して行い蛸を復活させ、飛び交う時期には蛸を見ながらの交流会を行う等の事業</li><li>・「歴史の薫る町並みを生かしたまち 自治会」 街並みに花を植え育て、町並みを活用したイベント等の開催によるコミュニティの活性化事業</li><li>・「桜街道の道づくりの里 自治会」 次世代を見据えて自治会内道路の両側に桜の木を植え育て、開花時には、写生大会や花見会等を行って交流を図る事業</li></ul>

## 2 特色あるまちづくり応援事業（市民活動団体対象）

対象者	5人以上でまちづくりを行う市民活動団体
対象となる事業	まちづくりに熱意やアイデアを持つ市民の皆さんが、地域の課題の解決や世代間・地域間交流を目的に参加者を限定せずに行う上田市の魅力のアップに寄与する事業
対象経費	下記参照
補助限度額	100万円 平成20年度に実績のある事業については100万円から20年度補助額（確定額）を差し引いた額が限度額となります。20年度事業費が未確定の事業については、補助申請額を確定額として申請してください。
補助率	補助対象経費の100%助成
補助期間	2年以内（補助総額100万円以内）
事業例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ テーマを決めて行う地域間や世代間の連帯感を高める手づくりイベント事業</li> <li>・ 市のイベント等に併せて効果的に行われる自主企画事業</li> <li>・ 大勢の参加を呼びかけて実施するスポーツ・レクリエーション等の交流事業</li> </ul>

**補助対象経費**（ただし、総事業費から参加者負担金等の収入を除きます。）

項目	内容
謝金	外部講師や出演者への謝礼、専門的スキルを有する協力者への謝金（行事参加者に対する賞品、参加賞は対象としない。ただし、中学生以下を対象とする参加賞で、補助対象経費総額の5%以内、税込単価500円を上限として補助対象とする。）
旅費・交通費	講師、出演者等の交通費、宿泊費（上田市の基準による）
消耗品費	事業実施に必要な消耗品費
印刷製本費	チラシ、ポスター、チケット等の印刷費
燃料費	作業等に必要な機材や車両等の燃料費
通信費	事業の実施、連絡等に要する郵便料等（電話・FAX料を除く）
保険料	事業の実施に係る保険料
委託費	事業実施に必要な専門的な業務の委託費 補助額は補助対象経費総額の1/3を上限とする。
使用料及び賃借料	事業に要する会場使用料、車両、機械等の借上料
原材料費	事業に直接必要な原材料費
備品購入費	事業実施に必要な機材・備品（価格が3万円以上で5年以上使用する物品）の購入費 補助額は原則として備品購入費総額の1/5を上限とする。

印刷製本費、委託費、備品購入費、及び単価が3万円以上の使用料・賃借料、原材料費等については、申請時に見積書の添付が必要となります。

### 補助対象外経費

- ・ 団体の事務所等を維持するための経費
- ・ 団体の経常的な事業に要する経費
- ・ 団体の構成員の飲食費、人件費、謝礼
- ・ 不動産取得費
- ・ 公租公課 等

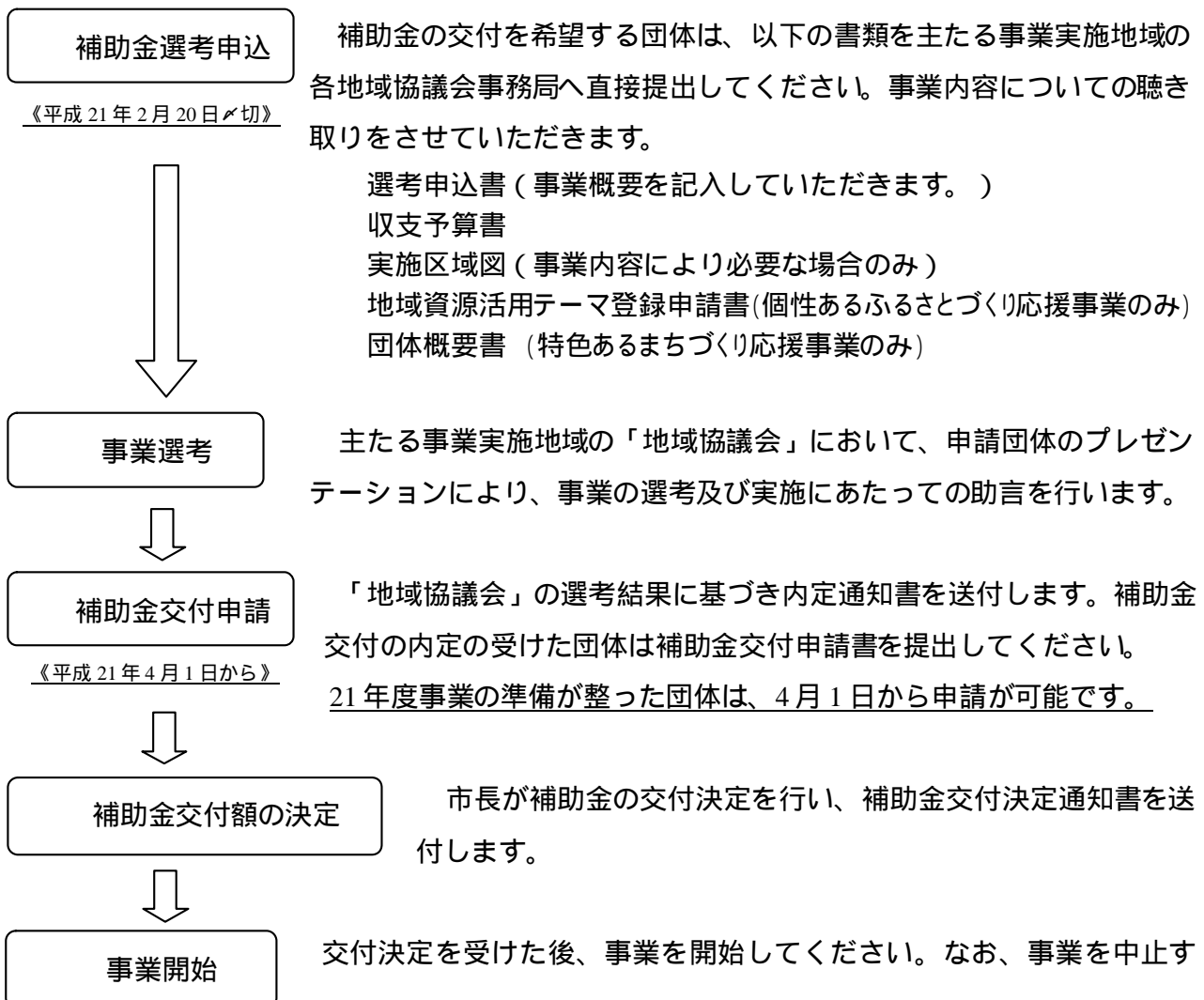
## 補助対象外事業等

- (1) 政治、イデオロギー、宗教、営利などを目的とする事業
- (2) 実質的に完了した事業（事業開始は原則として補助の交付決定後とする。）
- (3) 同一年度に国・県、及び市の他の制度による補助実績または見込のある事業
- (4) 「個性あるふるさとづくり応援事業」においては、計画時において5年以上の継続性が認められない事業
- (5) 「特色あるまちづくり応援事業」においては、申請団体の構成員のみの活動にとどまる事業
- (6) 「特色あるまちづくり応援事業」においては、各地域における統合前制度（上田・武石地域「元気な地域づくり事業補助金」、丸子地域「住民提案型事業補助金」、真田地域「地域づくり活動事業補助金」）の補助を受けた事業  
丸子地域「住民提案型事業補助金」の補助期間内の事業については、対象となります。
- (7) 一団体への補助は一年度あたり一件とする。

## 申込から交付までの流れ

（下記内容は、各地域協議会により異なる場合があります。）

**募集案内** 創設2年目にあたり、事業の開始が早期に行えるよう、12月から上田市ホームページ、広報うえだ(1月1日号)及び公的施設でのチラシ等でお知らせします。



る場合は補助金交付申請取り下げ書、  
事業等の内容が変更となる場合は  
変更承認申請書及び収支変更予算  
書を提出してください。



実績報告

事業完了後、速やかに以下の  
書類を提出してください。

実績報告書  
収支決算書  
事業内容がわかる資料  
(写真・当日のチラシ等)  
領収書の写し等

補助金交付額の確定及び交付

市では実績報告書に基づき補助金の交付額を確定後、  
補助金を交付します。

### 応募方法

所定の選考申込書等に必要事項を記入のうえ、下記の申込先となる地域協議会事務局に  
直接提出してください。申込書は、市のホームページまたは下記の地域協議会事務局に用  
意してあります。

### 募集期間

平成21年1月19日(月)～平成21年2月20日(金)

### お問合せ・申込先

主たる事業実施地域	選考機関	申込先 (地域協議会事務局)	連絡先
全市域	地域協議会正副会長会	まちづくり協働課	22-4100 内線 1354
東部地区、南部地区、中央地区、 北部地区及び神川地区	上田中央地域協議会	中央公民館	22-0760
西部地区、塩尻地区	上田西部地域協議会	西部公民館	27-7544
城下地区、川辺・泉田地区	上田城南地域協議会	城南公民館	27-7618
神科地区、豊殿地区	神科・豊殿地域協議会	豊殿地域自治センター	35-2939
東塩田地区、中塩田地区、 西塩田地区、別所温泉地区	塩田地域協議会	塩田地域自治センター	38-3000
川西地区	川西地域協議会	川西地域自治センター	31-2002
丸子地域	丸子地域協議会	丸子地域自治センター 地域振興課	42-1011
真田地域	真田地域協議会	真田地域自治センター 地域振興課	72-2202
武石地域	武石地域協議会	武石地域自治センター 地域振興課	85-2824